

## 水路・農道等占有許可について（法定外公共物）

備前市が管理する道路、普通河川等の道路法・河川法が適用されない公共物において工作物又は施設を設けて公共物を占有する場合には「道路・普通河川等占有許可申請書」を提出してください。